

競技規則一部改定の件

倶楽部競技規則の一部を下記のとおり改定致します。

記

1. 改定の理由

平成21年6月に当倶楽部におけるJGA公認コースレートの再査定の際に、女性のコースレートが新設されました。これに伴い、女性使用のティのコースレートと男性使用ティのコースレートの差を倶楽部HCに加算して順位を決定する旨、倶楽部競技規則を改定いたしましたが、当該差を加算したHCが競技への参加資格HCを超えた場合は、順位決定の際のHC上限となっていました。

今般、女性においては倶楽部HCに当該差を加算したHCが参加資格HCを超えた場合でもHC上限とせず順位を決定する旨、倶楽部規則を改定する事により、女性の競技参加促進及び活性化を図ることを目的とするものです。

2. 改定の内容

<附則>

下線部は改定箇所

| 現行 | 改定(案) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 男女混合競技において、女性はHCに女性使用のティのコースレートと男性使用ティのコースレートの差(小数点以下を四捨五入し整数とする)を加算して順位を決定する。また、HC制限のある競技においては女性HCのとおりで参加資格があるものとする。 | 2. 男女混合競技において、女性はHCに女性使用のティのコースレートと男性使用ティのコースレートの差(小数点以下を四捨五入し整数とする)を加算して順位を決定する(参加資格HCを超えても加算する)。また、HC制限のある競技においては女性HCのとおりで参加資格があるものとする。 |

<参加資格HCの制限(競技規則)>

競技への参加資格は、倶楽部選手権・シニア選手権を除きHC30までとし、HC31以上のものは30として参加できる。

但し、理事長杯予選における場合はHC21以上の者は20としてレディース杯における場合はHC37以上の者は36として参加できる。

3. 実施日

平成30年1月1日

4. 事例

男女とも同一のティを使用した場合

水無月杯（参加資格HC：30、使用ティ：レギュラー、グリーン：ベント）に倶
楽部HCが28の女性が参加する場合

男性コースレート68.5 女性74.4 コースレートの差：5.9

倶楽部HC28+コースレートの差6（5.9を四捨五入）=34

【現行】 競技成績は HC30（参加資格HCが上限）で順位を決定

【改定（案）】 " HC34で順位を決定

<コースレート（ご参考）>

ベント

| 使用ティ | バック | レギュラー | フロント | レディース |
|------|------|-------|------|-------|
| 男性 | 70.1 | 68.5 | 67.2 | 63.2 |
| 女性 | 76.4 | 74.4 | 72.8 | 68.0 |
| 差 | 6.3 | 5.9 | 5.6 | 4.8 |

<高麗>

| 使用ティ | バック | レギュラー | フロント | レディース |
|------|------|-------|------|-------|
| 男性 | 69.5 | 67.9 | 66.7 | 62.6 |
| 女性 | 75.9 | 73.9 | 72.3 | 67.4 |
| 差 | 6.4 | 6.0 | 5.6 | 4.8 |

以 上